

県立茅ヶ崎養護学校 学校施設の利用について

1 ご利用いただける施設

利用施設	利用日	利用時間
グラウンド	毎月第2土曜日・4土曜日 * 年度始めの第2土曜日 年度末の第4土曜日 夏季・冬季休業中は除きます。	9:30~12:30 12:30~15:30 または 9:30~15:30 * 9:30以前は学校に入れません * この時間は片づけ・清掃を含めての時間です。
体育館		
自立活動室		
1階視聴覚・音楽室		
附属施設・・・農園トイレ(屋外) 校舎内1階東側トイレ(2ヶ所)		

注:放送設備の使用はできません。

2 利用のしかた

(1) 利用できる方

学習・文化・スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤の方。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

(2) 申込方法

利用希望日の属する月の前月初日から第4土曜日までに、施設利用申込書(様式1)により学校施設開放担当者に申し込んでください。他の利用者等との調整の後、利用可能であれば、施設利用承認書を交付します。

- ◆ 承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。
- ◆ 承認書を交付した後も天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

3 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。

保険名称	取扱機関	対応
スポーツ安全保険	(財)スポーツ安全協会神奈川県支部 〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1 県立スポーツ会館 神奈川県体育協会内 TEL 045-311-0653	利用者自身が対応してください。

「スポーツ安全保険」はスポーツ活動、文化活動、奉仕活動、指導活動を行う5名以上のアマチュアの団体やグループが加入できます。

4 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

- ア 利用される団体の代表の方又は個人は、利用当日に施設利用承認書及び運転免許証等身分を明らかにする書類を、施設管理員にお見せください。
- イ 県立学校は全面禁煙です。
- ウ 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。
- エ 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻した後、施設管理員(又は利用者の中から指定されている利用責任者)の確認を得てください。
- オ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたって施設管理員(又は利用責任者)及び学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。
- カ 利用中は門扉を閉めてください。
- キ 自動体外式除細動器(AED)は保健室に設置されており、心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には必ず設置場所を確認いただきますようお願いいたします。
- ク 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください(施設利用日誌への記入、学校警備員もしくは警備会社に連絡など、緊急時連絡先を参照)。
- ケ 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、施設・設備破損届を必ず提出してください。
- コ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。
- サ 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。

5 照明設備・冷暖房設備の利用について

照明設備・冷暖房設備を利用した場合、下記のとおり電気代実費相当額を負担していただきます。利用の翌月に「納入通知書」を送付しますので、必ず納付期限までに納付してください。

	区分	単位	金額
体育館	照明設備を利用	1回(2時間)	440円
	冷房設備を利用	1時間	1,710円
	暖房設備を利用	1時間	2,580円
学習施設	冷房設備を利用	1時間	360円
	暖房設備を利用	1時間	540円

※ 1回の開放につき照明設備の利用が2時間を超える場合、延長1時間毎に体育館においては220円の延長金額をいただきます。